

改正

平成21年2月23日規則第10号

平成27年12月18日規則第31号

つがる市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特例措置に関する条例施行規則

第1条 この規則は、つがる市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特例措置に関する条例（平成17年つがる市条例第53号）第6条の規定に基づき、条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 条例第3条に規定する固定資産税の不均一課税に係る最初の年度は、新設又は増設に係る製造事業用設備を事業の用に供した日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年）の4月1日の属する年度とする。

第3条 条例第4条第1項の規定により不均一課税の申請をする者は、固定資産税不均一課税申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画等
- (2) 不動産登記事項証明書
- (3) 生産設備明細書（償却資産、家屋及び土地の取得年月日、取得価額等）
- (4) 土地及び工場等建物の平面図

2 前項の場合において、固定資産税の不均一課税に係る第2年度及び第3年度の申請に当たっては、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

第4条 条例第4条第2項の規定による決定の通知は、固定資産税不均一課税決定通知書（様式第2号）による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年2月11日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の木造町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特例措置に関する条例施行規則（昭和61年木造町規則第9号）、柏村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特例措置に関する条例施行規則（昭和62年柏村規則第1号）、稲垣村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特例措置に関する条例施行規

則（昭和62年稲垣村規則第1号）又は車力村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特例措置に関する条例施行規則（平成3年車力村規則第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年2月23日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月18日規則第31号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

固定資産税不均一課税申請書					
つがる市長				年 月 日	
申請者	住所又は所在地 (電話番号)	(電話)			
	(ふりがな) 氏名又は名称	(ふりがな) 法人の代表者氏名			
	個人番号 又は 法人番号				

つがる市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特例措置に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり不均一課税を申請します。

記

不均一課税を受けようとする固定資産の概要	区 分	取得価格	取得年月日	摘要
	土 地	(円)		
	家 屋			
	償却資産			
	計			
操業開始の日	年 月 日	業 種	業	
事業年度	年 月 日～		年 月 日	
添付書類	1 事業計画書 2 不動産登記事項証明書 3 生産設備明細書 4 土地及び工場等建物の平面図			
その他				

様式第2号（第4条関係）

固定資産税不均一課税決定通知書		年 月 日				
(申請者) 様		つがる市長				
<p>年 月 日付けで申請のあった固定資産税の不均一課税について、下記のとおり決定したのでつがる市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特例措置に関する条例第4条第2項の規定により通知します。</p>						
記						
1 不均一課税を		します。				
2 内容		しません。				
税 目		年 度 固 定 資 産 税				
区 分	課税標準額 (円)	税 率 (%)	税 額 (円)	摘 要		
総 額	土 地	 	 	 		
	家 屋	 	 	 		
	償却資産	 	 	 		
	計	 	 	 		
不均一課税後の内容	不税一課税する固定資産	土 地	 	 	 	
		家 屋	 	 	 	
		償却資産	 	 	 	
		計	 	 	 	
	不均一課税する固定資産以外の固定資産	土 地	 	 	 	
		家 屋	 	 	 	
		償却資産	 	 	 	
		計	 	 	 	
課 税 合 計 額		 	 	 		
軽 減 額		 	 	 		
不均一課税を認めない理由						